

令和元年 9 月 9 日提出

【北海道知事付議案件】

札幌圏都市計画区域（石狩市）における建築基準法第
51条ただし書の規定によるその他の処理施設の敷
地の位置について

本日の案件

建築基準法第51条ただし書の規定によるその他の
の処理施設の敷地の位置について（北海道知事許可）

建築基準法(抜粋)

第51条「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。

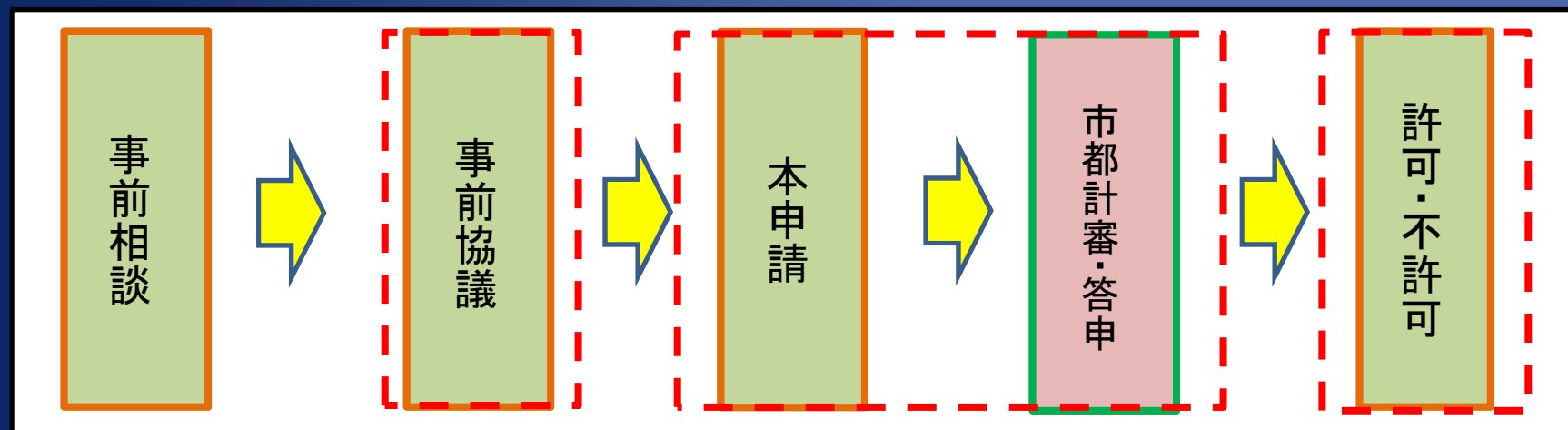
注:特定行政庁とは、北海道知事をいう。

産業廃棄物処理施設は、北海道都市計画審議会、

一般廃棄物処理施設は、石狩市都市計画審議会の議を経る。

申請から処分までのながれ

許 可	施設の種類	審議会の区分	許可権者
建 築 基 準 法 第 5 1 条 た だ し に よ る 許 可	産業廃棄物処理施設	北海道 都市計画審議会	北海道知事
	一般廃棄物処理施設	市町村 都市計画審議会	



産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定されているもの（事業活動に伴って生じたもの）

【例】 廃油、廃プラスチック類、がれき、木くず など

一般廃棄物 とは

産業廃棄物以外のもの

【例】 家庭から排出される一般ごみや木くず など

申請者の概要

申請者・・・株式会社マテック

本社・・・帯広市西21条北1丁目3番20号

資本金・・・9,600万円

創業・・・昭和10年

事業内容・・・一般・産業廃棄物処理、プラスチック、
鉄、非鉄金属等のリサイクル

石狩支店・・・石狩市新港南1丁目22-16

(株)マテックのCSR活動について

じゅんかんコンビニ24



石狩市花川南1条6丁目

小型家電・電気機器
回収ボックスの設置



石狩市役所

申請理由

- ・石狩市内では、新港南1丁目で平成8年に許可を受け営業している、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車や、小型電子機器類及び金属スクラップ等の破碎処理施設の事業拡大に伴い、
このたび、同社所有の別の敷地において、新たな破碎処理施設を設置するものである。

敷地の位置 (用途地域)

申請敷地: 石狩市新港東2丁目8番1
用途地域: 工業専用地域

小樽石狩通(道道225号)

石狩市役所

石狩支店
石狩市新港南1丁目

出典: 札幌圏都市計画図(石狩市)
国土地理院(承認番号 平成27情便、
第49-GISMAP34945号)

敷地の位置 (土地利用計画)

申請敷地: 石狩市新港東2丁目8番1
石狩湾新港地域土地利用計画: リサイクル関連

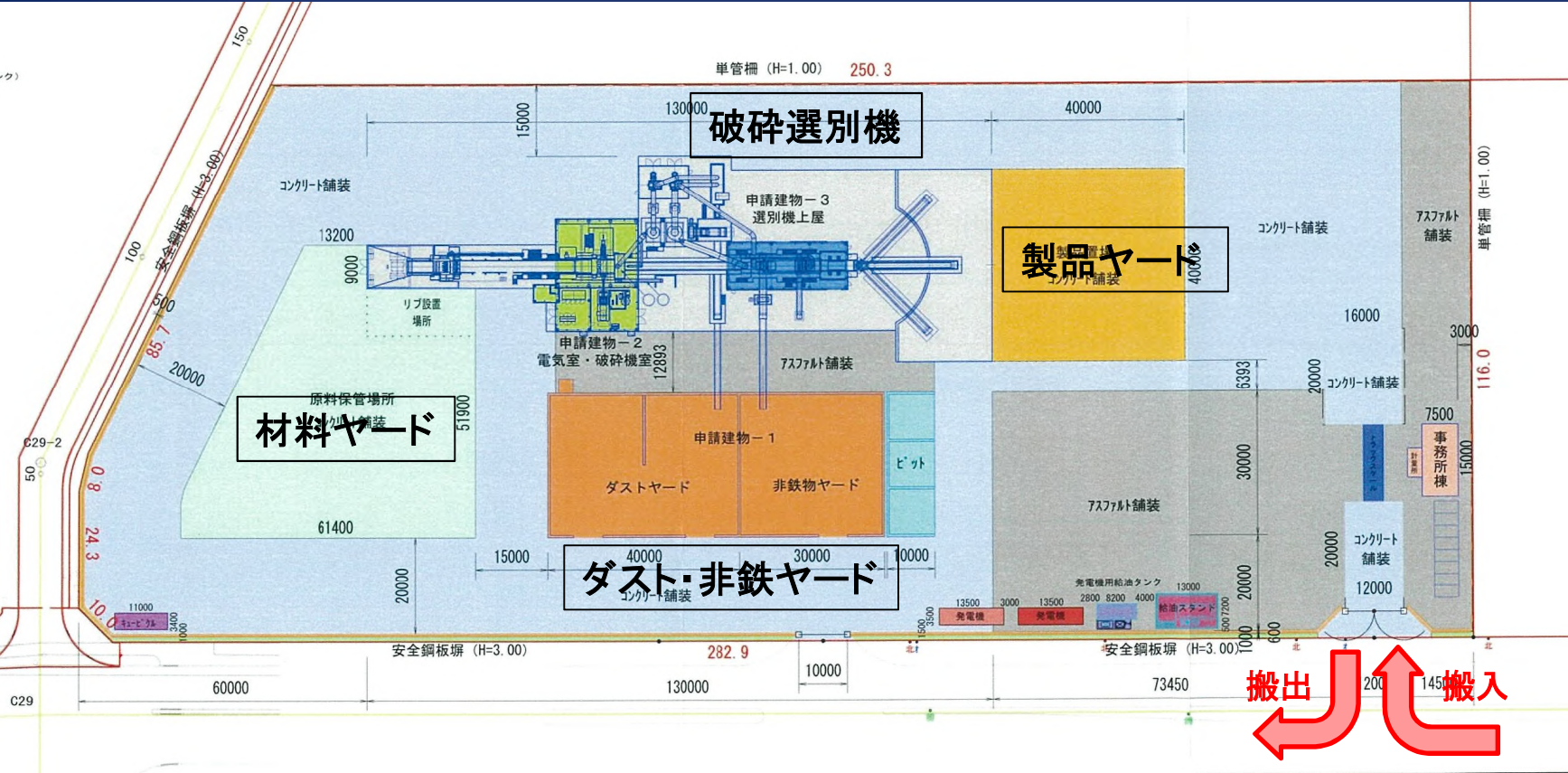


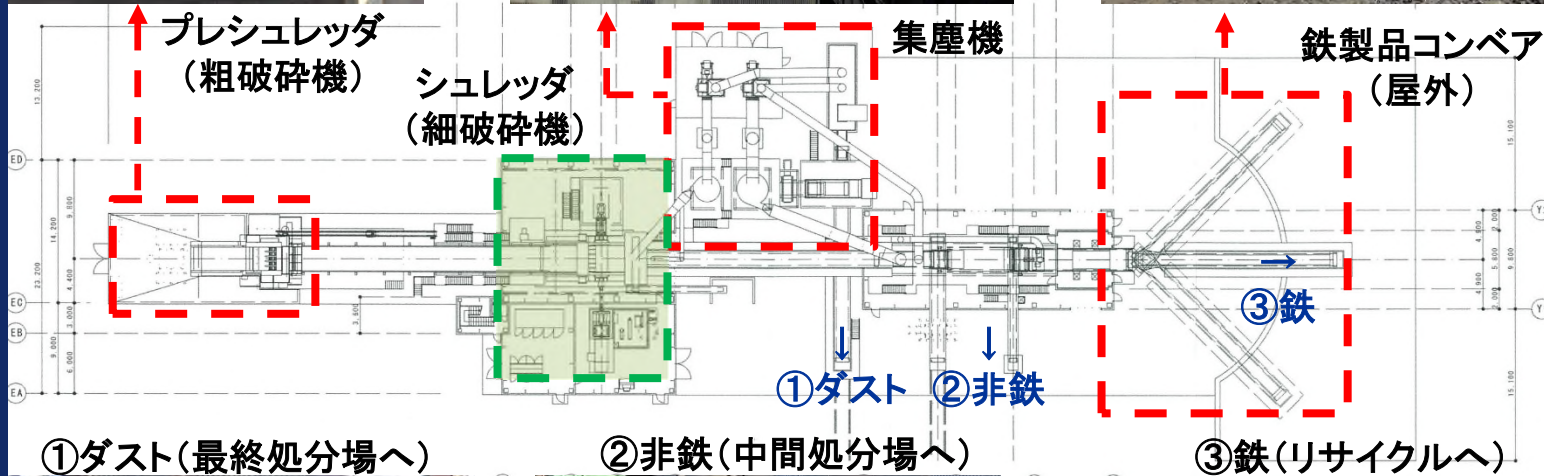
出典: 石狩湾新港地域土地利用計画

周辺地権者・利用者



配置計画





周辺環境への配慮

- ・平成31年3月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果、環境基準を満たしている。
- ・石狩市新港南1丁目で平成8年に許可を受け営業している石狩支店についても、環境問題は生じていない。

環境保全対策

- ・防音対策

大きな騒音を発生する設備には、壁面に遮音・吸音材料を用いた構造の建物・カバーで防音対策を施します。

- ・防塵対策

破砕作業に伴い微量の粉塵が発生するため、集塵機を設置して集塵除去に努める。

- ・悪臭対策

当該施設で破砕する材料から悪臭は発生しない。

確 認 項 目

項目	申請内容
土地利用計画	都市計画による用途規制上は支障なく、将来的にも支障なし。
敷地選定	主な搬出先の新港東埠頭から最も近く、適地と考える。
周辺生活環境	敷地から300mの範囲に、住宅や学校、病院などは無く、同範囲内の地権者、土地利用者からの理解も得ている。
周辺環境	環境影響評価から騒音、振動の発生は少ない。 また、新港南1丁目に位置する現施設についても平成8年石狩事業所開設以来、環境問題は生じていない。

以上のことから、
当該敷地の位置において施設の計画
は妥当性を有していると考えます。

ご審議の程よろしくお願い致します。